

松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金交付要綱

平成 24 年 3 月 30 日

告示第 73 号

(趣旨)

第 1 条 松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金(以下「補助金」という。)については、松阪市景観条例(平成 20 年松阪市条例第 33 号。以下「条例」という。)第 23 条第 2 項及び松阪市補助金等交付規則(平成 17 年松阪市規則第 63 号)に基づくもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付目的)

第 2 条 この補助金は、市民、事業者及び松阪市が協働して城下町や街道沿いを中心に培われた歴史的まちなみ景観を市民全体の財産として修景整備するために要する費用の一部を補助することにより、次の世代に継承していくことを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重点地区 松阪市景観計画に規定する重点地区をいう。
- (2) 歴史的建造物 松阪市景観審議会が歴史的建造物と認めた建築物等をいう。
- (3) 一般建造物 歴史的建造物以外の建築物等をいう。
- (4) 景観重要建造物 景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 19 条第 1 項に規定する景観重要建造物をいう。

(交付対象)

第 4 条 この補助金の交付対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 重点地区において主たる道路に面する敷地に設置された歴史的建造物、一般建造物又は駐車場等の所有者等
- (2) 景観重要建造物の所有者等
- (3) その他市長が適当と認める者

(補助対象事業)

第 5 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、当該補助対象事業に要する経費の下限額を 5 万円とし、5 万円未満の維持工事費については、補助対象外とする。

- (1) 景観重点地区における歴史的建造物、一般建造物又は駐車場等の外観の修景で、ま

ちなみルールの手引きの景観形成基準（修景基準）に適合した事業

(2) 景観重要建造物の外観の修理又は修景事業

(交付額等)

第6条 補助金は、次の表に掲げる内容を上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。

この場合において、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

区分	対象	対象行為	助成率	限度額
重点地区	歴史的建造物	外観を景観形成基準（修景基準）により全体修景した部分に係る経費	1/2以下	300万円
	一般建造物	外観を景観形成基準（修景基準）により全体修景した部分に係る経費	1/2以下	150万円
	歴史的建造物及び一般建造物	外観を景観形成基準（修景基準）により部分修景した部分に係る経費	1/2以下	75万円
	空き地・駐車場等の外構	空き地・駐車場等の外構を景観形成基準（修景基準）により修景した部分に係る経費	1/2以下	45万円
市内全域	景観重要建造物	外観を景観形成基準（修景基準）により修景した部分に係る経費	1/2以下	300万円

(交付条件)

第7条 補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 同一棟についての補助金の交付が複数年にわたる場合には、その合計額が前条に定める上限額を超えないこと。
- (2) 補助金の交付を受けた新築の建築物等は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に準じて、耐用年数の期間は除却しないこと。
- (3) 補助金の交付を受けた新築以外の建築物等は、交付の対象となる行為が全体修景の場合は15年、部分修景の場合は10年の間は除却しないこと。
- (4) 補助金の交付を受けた建築物等は、前2号に定める除却ができない期間が過ぎていること。
- (5) 目的が類似する他の公的な補助制度と交付内容が重複しないこと。
- (6) 市税の滞納がないこと。
- (7) 関係する法令等に違反がないこと。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ松阪市歴史的まちなみ修景整

備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 修景整備事業計画書（様式第1号の2）
 - (2) 修景整備事業収支予算書（様式第1号の3）
 - (3) 市景観推進担当部署との協議書の写し
 - (4) 工事費等積算書
 - (5) 位置図
 - (6) 設計図（平面図、立面図等）
 - (7) 工事着工前の写真
 - (8) 建築開発担当部署との協議書の写し
 - (9) 建築確認済証及び検査確認済証の写し（必要な場合）
 - (10) 登記簿謄本又は現在事項証明書及び定款（法人の場合）
 - (11) 市税完納証明書（法人においては、法人名及び代表者名で発行されたもの）
 - (12) 決算書（損益計算書及び貸借対照表）（法人の場合）
 - (13) 市町村等発行の身分証明書
 - (14) 松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金申請に係る誓約書（様式第1号の4）
 - (15) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定等）

第9条 市長は、前条の交付申請を受けた場合は、これを次条に規定する松阪市歴史的まちなみ修景整備事業審査委員会（以下「審査委員会」）に諮り、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をしたときは、松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の補助金の交付決定をする場合において、第7条で定める交付条件のほか、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

4 市長は、補助金の不交付を決定したときは、松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（審査委員会）

第10条 提出された交付申請の内容に係る適否を審査するために、審査委員会を置く。

2 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（変更交付申請）

第 11 条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助金交付決定者」という。）が、申請内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、松阪市歴史的まちなみ修景整備事業変更承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請を受けた場合は、速やかに審査し、承認したときは、松阪市歴史的まちなみ修景整備事業変更承認通知書（様式第 5 号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

3 補助金交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長にその旨を報告し、市長の指示に従わなければならない。

（実績報告）

第 12 条 補助金交付決定者は、補助対象事業が完了した日から 30 日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金実績報告書（様式第 6 号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第 6 号の 2）
- (2) 事業収支決算書（様式第 6 号の 3）
- (3) 工事費等を支払ったことを証する書類の写し
- (4) 完成写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第 13 条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、書類を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金交付額確定通知書（様式第 7 号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第 14 条 前条の確定通知を受けた補助金交付決定者は、速やかに、松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金請求書（様式第 8 号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補

助金が交付されているときは、取消しの決定の日から期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金をその目的外の用途に使用したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 事業遂行にあたり、法令上問題があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

（財産の処分の制限）

第16条 当該工事の完了の日から起算して補助金の交付を受けた建築物等の除却することができない期間は、市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（補助金の見直し）

第17条 市長は、補助金の交付について、平成24年度から起算して3年を経過する度に見直しを行い、当該補助金の額及び交付の可否について見直しを行うよう努めるものとする。

（書類の整備等）

第18条 補助金交付決定者は、この補助事業に係る関係書類を、当該補助事業の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日告示第63号）

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金交付要綱（平成24年松阪市告示第73号）の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金交付要綱の相当規定によりなす

れた手続その他の行為とみなす。

附 則（令和 3 年 3 月 16 日告示第 42 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

年度において松阪市歴史的まちなみ修景整備事業について松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金_____円を交付されるよう、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- (1) 修景整備事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 修景整備事業収支予算書（様式第1号の3）
- (3) 市景観推進担当部署との事前協議書の写し
- (4) 工事費等積算書
- (5) 位置図
- (6) 設計図（平面図、立面図等）
- (7) 工事着工前の写真
- (8) 建築開発担当部署との協議書の写し
- (9) 建築確認済証及び検査確認済証の写し（必要な場合）
- (10) 登記簿謄本又は現在事項証明書及び定款（法人の場合）
- (11) 市税完納証明書（法人においては、法人名及び代表者名で発行されたもの）
- (12) 決算書（損益計算書及び貸借対照表）（法人の場合）
- (13) 市町村等発行の身分証明書
- (14) 松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金申請に係る誓約書（様式第1号の4）
- (15) その他市長が必要と認める書類

様式第 1 号の 2 (第 8 条関係)

松阪市歴史的まちなみ修景整備事業計画書

事業の目的	
事業の内容	
施行場所	松阪市 町 番地
工事費予定額	円
補助事業対象額	円
補助金申請額	円
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

様式第1号の3（第8条関係）

松阪市歴史的まちなみ修景整備事業収支予算書

収入の部

項 目	金 額（円）	備 考
合 計		

支出の部

項 目	金 額（円）	備 考
合 計		

（表）

松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金申請に係る誓約書

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

（生年月日 年 月 日）

松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金交付申請にあたり、次の事項について誓約します。

- 1 松阪市補助金等交付規則（平成17年松阪市規則第63号）及び松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金交付要綱（平成24年松阪市告示第73号）に定める趣旨等を理解の上で申請を行うこと。
- 2 申請者個人又は団体役員等（法人である場合には、その法人の役員又はその支店若しくは営業所等（常時勤務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合には、その団体の代表者又は役員をいい、個人である場合には、申請者個人並びに事業の共同経営者及び関係者をいう。以下同じ。）が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、松阪市における一般競争入札等の参加を制限されている個人又は団体等でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続きを行っている個人若しくは団体等又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを行っている法人でないこと。
- 5 『「松阪市暴力団排除条例（平成23年松阪市条例第2号）」及び「松阪市の交付する補助金からの暴力団排除措置要綱（平成26年松阪市告示第289号）」』を遵守し、個人又は団体役員等が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う者でないこと
 - イ 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団関係者」という。）の統制の下にある個人又は団体役員等でないこと。
 - ウ 個人又は団体役員等が、暴力団関係者でないこと。
 - エ 個人又は団体役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。
 - オ 個人又は団体役員等のうちに暴力団又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合（以下「会合等」という。）に出席し、若しくは自らが開催する会合等に暴力団関係者を招待したりするような関係、又は暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係などを有している者がいないこと。

(裏)

6 法人の役員氏名等 (法人の場合に記入)

住 所	氏 名 (フリガナ) 生 年 月 日
	(フリガナ) 年 月 日生
	(フリガナ) 年 月 日生
	(フリガナ) 年 月 日生
	(フリガナ) 年 月 日生
	(フリガナ) 年 月 日生
	(フリガナ) 年 月 日生
	(フリガナ) 年 月 日生
	(フリガナ) 年 月 日生
	(フリガナ) 年 月 日生
	(フリガナ) 年 月 日生

松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名又は名称及び代表者氏名 様

松阪市長



年 月 日付けで申請のあった、松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金について、下記のとおり交付することになったので通知します。

記

1 行為の場所 松阪市

2 交付決定額 円

3 交付条件

- (1) 申請内容を変更しようとする場合又は交付対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、松阪市歴史的まちなみ修景整備事業変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。
- (2) 交付対象事業完了後 30 日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、松阪市歴史的まちなみ修景整備事業実績報告書を提出すること。
- (3) 同一棟についての補助金の交付が複数年にわたる場合には、その合計額が前条に定める上限額を超えないこと。
- (4) 補助金の交付を受けた新築の建築物等は耐用年数の期間、新築以外の建築物等は交付の対象となる行為が全体修景の場合は 15 年、部分修景の場合は 10 年の間は除却しないこと。また、補助金の交付を受けた建築物等の除却することができない期間においては、再度の補助金の交付は行わないものとします。

※ 補助金の交付を受けた建築物が、要綱第 7 条に定める期間内に除去された場合は、補助金の交付の取消しや、交付された補助金の返還を求めることがあります。
- (5) 目的が類似する他の公的な補助制度と交付内容が重複しないこと。
- (6) 市税の滞納がないこと。
- (7) 関係する法令等に違反がないこと。

様式第3号（第9条関係）

松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名又は名称及び代表者氏名 様

松阪市長



年 月 日付けで申請のあった、松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金については、下記の理由により交付しないことと決定しましたので通知します。

記

（理由）

様式第 4 号 (第 11 条関係)

松阪市歴史的まちなみ修景整備事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 松阪市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた松阪市歴史的まちなみ修景整備事業について、下記のとおり変更 (中止・廃止・完了期限延長) したいので、承認願いたく申請します。

記

1 申請内容の変更

変更前	変更後

(理由)

2 事業の中止

(理由)

3 事業の廃止

(理由)

4 事業の完了期限延長

(理由)

様式第5号（第11条関係）

松阪市歴史的まちなみ修景整備事業変更承認通知書

第 号

年 月 日

住所

氏名又は名称及び代表者氏名 様

松阪市長



年 月 日付け 第 号で交付決定した松阪市歴史的まちなみ修景整備事業について、年 月 日付けで提出された「松阪市歴史的まちなみ修景整備事業変更承認申請書」のとおり承認したので、通知します。

記

1 変更内容

変更前

変更後

2 承認の条件

様式第 6 号（第 12 条関係）

松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）松阪市長

報告者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた松阪市
歴史的まちなみ修景整備事業が完了しましたので、その状況を次の関係書類を添え
て報告します。

関係書類

- (1) 事業実績報告書（様式第 6 号の 2）
- (2) 事業収支決算書（様式第 6 号の 3）
- (3) 工事費等を支払ったことを証する書類の写し
- (4) 完成写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第6号の2（第12条関係）

松阪市歴史的まちなみ修景整備事業実績報告書（事業概要）

事業の目的	
事業の内容	
施行場所	松阪市 町 番地
工事費決定額	円
補助事業対象額	円
補助金決定額	円
工事の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

様式第6号の3（第12条関係）

松阪市歴史的まちなみ修景整備事業収支決算書

収入の部

項 目	金 額（円）	備 考
合 計		

支出の部

項 目	金 額（円）	備 考
合 計		

様式第7号（第13条関係）

松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金交付額確定通知書

第 号

年 月 日

住所

氏名又は名称及び代表者氏名 様

松阪市長



年 月 日付けで実績報告のあった松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金について、下記のとおり補助金の額の確定をしたので通知します。

記

1 交付確定額

円

様式第 8 号（第 14 条関係）

松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金請求書

年 月 日

（宛先）松阪市長

請求者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた松阪市歴史的
まちなみ修景整備事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

〔振込先〕

金融機関名	銀行 信用金庫 農協 漁協 労働金庫	本店 支店 出張所
預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）	
口座番号		
（フリガナ） 口座名義人	（ ）	

様式第9号（第15条関係）

松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名又は名称及び代表者氏名 様

松阪市長



年 月 日付第 号により通知した松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金交付決定については、下記のとおり決定を取消したので通知します。

記

取消す補助金交付決定

- 1 行為の場所 松阪市
- 2 交付決定番号
- 3 交付決定年月日
- 4 交付決定額
- 5 取消の理由